



2009年度 5月実施
金融窓口サービス技能検定

2級 実技試験

金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等4題(16問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月1日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

— 解答にあたっての注意 —

1. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
2. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問16》までとなっています。
3. 解答は、解答用紙に記入してください。
4. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
金融商品の販売等に関する法律＝金融商品販売法

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問4》）に答えなさい。

《設例》

X銀行Y支店では、外貨建て預金を販売する際の金融商品取引法および銀行法上の問題点について勉強会を行った。以下は、資産運用相談担当者Bと、支店長Aの会話である。

A：外貨建て預金を販売するにあたっては、銀行法上、契約締結前交付書面の交付が必要とされているよね。かりにB君が外貨建て預金を販売する場合、銀行法上、契約締結前交付書面に記載しなければならない事項をいくつか挙げてもらえるかな。

B：銀行法上、同書面の記載事項とされているのは、() 等です。

A：ちなみに、銀行法では、例外として、契約締結前交付書面を交付しなくてもよい場合を定めているらしいけど、こういったものがあるだろうか。

B：()。

A：それでは、かりにB君が外貨建て預金を販売したお客様が、過去にうちの支店で金融商品を購入した経験のあるお客様だったとしたら、再度契約締結前交付書面を交付する必要があるのだろうか。

B：()。

A：ところで、金融商品取引法の制定にあたって、銀行法も改正されたそうだけど両法の関係はどうなっているんだい。

B：()。

《問1》 設例の()に入る回答として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. X銀行という商号および住所
2. X銀行が金融商品取引業者等である旨およびその登録番号
3. 顧客が行う当該預金契約の締結行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあること
4. Bの証券外務員登録年月日

《問2》 設例の()に入る回答である次の文章の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

「銀行法は、契約締結前交付書面を交付しなくてもよい場合を定めています。まず、外貨建て預金をご購入いただいてから(ア)以内に、同一の内容の外貨建て預金をご購入いただいた場合には、契約締結前交付書面の交付はしなくてよいとされています。また、外貨建て預金について、(イ)を交付している場合には、その交付をした日から1年以内に外貨建て預金をご購入いただく場合であっても、契約締結前交付書面の交付は不要とされています。なお、この例外の適用を受けることができるのは、お客様のほうからその旨の意思の表明をいただいた場合に(ウ)」

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| 1. ア 2年 | イ 契約締結時交付書面 | ウ 限られます |
| 2. ア 1年 | イ 契約締結時交付書面 | ウ 限りません |
| 3. ア 1年 | イ 外貨預金等書面 | ウ 限られます |
| 4. ア 2年 | イ 外貨預金等書面 | ウ 限りません |

《問3》 設例の()に入る回答として、B君のお客様が以前購入した金融商品が、株式投資信託であった場合、外貨建て預金の販売にあたってB君はお客様に対して契約締結前交付書面を交付しなければならないか否か、およびその理由を併せて記述しなさい。なお、記述にあたっては、次の語句を使用すること(語句を使用する回数は問わない)。

< 語句 >
外貨預金等に係る特定預金等契約と同一の内容の契約

《問4》 設例の()に入る回答として、次の文章の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

「金融商品取引法の制定にあたって、同法で規制されている金融商品と同じ経済的性質をもつ金融商品には同じ利用者保護ルールを適用するという基本的な考え方が採用されました。銀行の取り扱う預金にも、外貨建て預金のように、投資リスクの高いものがありますので、金融商品取引法の制定にあたって、銀行法も改正されて金融商品取引法の規制が(ア)されました。このため外貨建て預金についての規制は銀行法に定められています。なお、当行では外貨建て預金のほかに、株式投資信託も販売しています。これは当行が(イ)として販売しているものであり、株式投資信託の販売についての主な(ウ)に定められています」

- | | | |
|--------|-----------|-------------|
| 1. ア適用 | イ登録金融機関 | ウ規制も銀行法 |
| 2. ア準用 | イ金融商品取引業者 | ウ規制は金融商品取引法 |
| 3. ア適用 | イ金融商品取引業者 | ウ規制も銀行法 |
| 4. ア準用 | イ登録金融機関 | ウ規制は金融商品取引法 |

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問5》～《問8》）に答えなさい。

《設 例》

金融機関Y支店の窓口を訪れた顧客Aに対して、同支店の資産運用相談担当者Bが対応した。Aは、過去数回同支店を訪問し、Bより株式投資信託の商品説明を受けているにもかかわらず、購入の意思が一向に定まらないことから、Bは、「日経平均株価が1万円を割りましたが、今後はこれ以上の値下がりをすることはありません」と言って、再度、株式投資信託を勧誘したところ、結果として、Aは当該株式投資信託を購入した。しかし、その後、株式市場はさらに下落し、Aは損害を被ることとなった。

《問5》 金融商品取引法で規定する「断定的判断の提供等の禁止」について、次のア～ウの記述のうち、不適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 断定的判断の提供等とは、確実でないものが確実であると誤解させるような言い方をいい、「絶対に」や「必ず」といったフレーズを使った説明か否かは問われない。
- イ 経済見通し等の不確実な事項であっても、評論家等の個人的見解であることを明示して紹介した場合には、原則として、禁止行為に該当しない。
- ウ 断定的判断を提供した結果、金融商品取引契約が締結され、その予想が的中して顧客が利益を得た場合には、当該勧誘行為は、禁止行為に該当しない。

- 1 . 0
- 2 . 1つ
- 3 . 2つ
- 4 . 3つ

《問6》 金融商品取引法で規定する「断定的判断の提供等の禁止」について、次のア～ウの記述のうち、断定的判断の提供等に該当しないものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 「この株式投資信託を購入すれば、100万円もうかるかもしれない」のように、「...かもしれない」というような言い方を用いて、非断定的な予想を述べていることを明らかにする場合は、原則として、断定的判断の提供等に該当しない。
- イ 「アナリストAは、1年後に日経平均株価は15,000円を超えと言っている」といった相場情報を提供することは、原則として、断定的判断の提供等に該当しない。
- (注) Aが言ったということは事実である。
- ウ 将来の価格のような不確実な事項を説明する場合には、前提条件とする一定の仮定を明示して、試算結果を示すようにすれば、原則として、断定的判断の提供等に該当しない。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

《問7》 X金融機関が「断定的判断の提供等の禁止」に該当する行為を行った場合の効果について、次の文章の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

X金融機関が断定的判断の提供を行って消費者が誤認した場合には、消費者契約法では、契約の(ア)の原因となる。(イ)では、断定的判断の提供等を行ったX金融機関は、業務改善命令を受けることがある。また、(ウ)では、X金融機関が断定的判断の提供等を行い、顧客が損害を被った場合、X金融機関は損害賠償責任を負うことになる。

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. ア無効 | イ金融商品販売法 | ウ金融商品取引法 |
| 2. ア取消し | イ金融商品販売法 | ウ金融商品取引法 |
| 3. ア取消し | イ金融商品取引法 | ウ金融商品販売法 |
| 4. ア無効 | イ金融商品取引法 | ウ金融商品販売法 |

《問8》 特定預金等契約や特定保険契約において、金融商品取引法で規定する「断定的判断の提供等の禁止」が準用されていない理由について記述しなさい。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問9》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

X金融機関Y支店の資産運用相談担当者Bの窓口にて、定年退職を控えたA（男性）が来店した。Aは、老後の生活資金を準備するため、保有資産の長期運用を検討中とのことである。過去の取引を通じてBが把握していたAについての情報は、以下のとおりである。

Aの属性等

- ・生年月日：昭和25年6月18日（58歳）
- ・職業：会社員（アパレル会社勤務）
- ・家族：妻（55歳，専業主婦），長男（25歳，会社員），長女（23歳，公務員）

X金融機関との取引状況

- ・普通預金：50万円
- ・定期預金：500万円

その他の金融機関における金融資産

- ・定期預金：500万円
- ・公社債投資信託：200万円
- ・個人向け国債：200万円

負債の状況

- ・住宅ローン残高はあるが、60歳の定年退職時には完済予定。

《問9》 BがAに老後資金準備の提案をするにあたって、Aについて情報収集しておくべき事項として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 退職金の金額および退職後の公的年金額
2. 自分の子どもの教育資金の必要性
3. 退職後の生活スタイル
4. 保有資産の基本的な運用方針

《問10》 Bが、Aへのヒアリングを行った結果、Aが現在ある金融商品取引業者等から株式投資信託の勧誘を受けていることが判明した。Bは、Aに対して、投資信託の運用スタイル等について詳しい説明を行おうと考えている。投資信託の運用スタイル等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. トップダウン・アプローチとは、マクロの視点で経済環境を予測し、資産配分や業種別配分等を決め、その後に個別銘柄を選定する運用手法である。
2. ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の財務状況や事業性等の調査・分析から個別銘柄を選定し、その積上げによってポートフォリオを組む運用手法である。
3. バリューストック運用とは、P E RやP B Rが高く、企業の業績や収益の水準が株価に反映されていない割安株に投資することにより、将来的に適正評価されることでの株価上昇を期待する運用手法である。
4. グロース運用とは、将来的な成長性や収益性を重視して選定した企業の株式に投資する運用手法で、市場平均に比べ配当利回りが低いポートフォリオになることが多い。

《問11》 Aが、老後の資金準備として、中長期的な観点から外貨建て投資信託を保有してもよいと考えていることから、Bは以下の予測値の外貨建て投資信託を提案してみることにした。以下の予測値をもとに、この外貨建て投資信託の期待収益率を計算しなさい（計算過程を示すこと。答は%表示の小数点以下第2位を四捨五入すること）。

状況	生起確率	予想収益率
円高	20%	1.4%
安定	50%	3.8%
円安	30%	6.2%

《問12》 Aは、個人向け国債を中途換金して投資資金とすることを考えている。以下の条件のもとで中途換金した場合、Aの中途換金時の受取金額（税引前）はいくらになるか計算しなさい（計算過程を示すこと）。

- ・変動金利型
- ・額面：200万円
- ・経過利子相当額：9,500円
- ・直近2回分の適用利率：年0.90%、年0.95%

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問16》）に答えなさい。

《設 例》

金融機関Y支店の窓口担当者Aは、地域でも有数の資産家である個人顧客Bに、募集中の株式投資信託を購入してもらおうと、商品説明を行おうとしたところ、Bから、「取引の都度説明を受けるのは面倒なので、以後自分を特定投資家として扱ってほしい」との申出を受けた。

《問13》 Bの特定投資家への移行の申出に対して、Aはどのような点に留意すべきであったかについて、確認すべき点を2つ挙げ、それぞれについて記述しなさい。

《問14》 金融商品取引法における一般投資家の特定投資家への移行要件について、次のア～ウの記述のうち、適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 特定投資家を除く法人は、形態、規模を問わず、特定投資家へ移行を申し出ることができる。
- イ 匿名組合契約を締結した営業者である個人は、無条件で特定投資家へ移行できる。
- ウ 純資産額および投資性のある金融資産額が各3億円以上と見込まれ、当該金融商品取引業者等との間で同じ契約の種類に属する金融商品取引契約を最初に締結してから1年以上を経過している個人は、当該金融商品取引業者等の承諾を得れば、当該契約の種類に属する金融商品取引契約について特定投資家へ移行できる。

- 1 . 0
2 . 1つ
3 . 2つ
4 . 3つ

《問15》 一般投資家の特定投資家への移行に関する金融商品取引業者等の義務について、次の文章の（ ア ）～（ ウ ）に入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

金融商品取引法においては、金融商品取引業者等が一般投資家に対して、特定投資家へ移行ができる旨の告知を行うことを（ ア ）。また、一般投資家から特定投資家へ移行の申出があった場合は、金融商品取引業者等には（ イ ）。一般投資家から特定投資家への移行は、特定投資家の一般投資家への移行の場合と異なる取扱いとなっているが、これは、（ ウ ）を目的としたものである。

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| 1. ア義務付けていない | イ承諾義務がある | ウ業者の業務効率 |
| 2. ア義務付けている | イ承諾義務はない | ウ業者の業務効率 |
| 3. ア義務付けている | イ承諾義務がある | ウ投資家保護 |
| 4. ア義務付けていない | イ承諾義務はない | ウ投資家保護 |

《問16》 一般投資家が特定投資家へ移行した場合において適用除外となる行為規制は、次のうちどれか。

1. 顧客に対する誠実・公正義務
2. 最良執行方針等記載書面の事前交付義務
3. 損失補てん等の禁止
4. 顧客に対する虚偽告知の禁止